

# 所野に生まれる五十七区画の分譲宅地

## 造成工事急ピッチ

市民のための分譲宅地として、所野地内で進められている造成工事は、早期分譲めざして作業も急ピッチ。これまでに緑地帯として残される部分の松の木を除いて、すべてが切り倒され、約三万七千方メートルの整地工事もほぼ完了、九月下旬には、上下水道工事と区画内の道路工事が進められています。



造成工事進む分譲地

この造成工事は、十月中には区画割の工事もほぼ終る予定で、ここに、一五八平方メートル(四七・七九坪)から、二六〇平方メートル(七八・六五坪)までの宅地用地五十七区画が生まれることとなります。

道路側には、松林のある緑地帯九、五四三平方メートル(二五・三二%)と児童公園一、九〇八平方メートル(五・〇六%)などが造られ、分譲区画を縫って、六メートルから六・五メートルの道路(一四・一七%)が造られます。

すでに、九月二十一日閉会となった第四回日光市議会で「日光市宅地分譲条例」も可決され、十月中には、区画・分譲価格・条件・資格など分譲についての細目が決められ、募集が始められる予定です。詳細については、決定しだい「広報につこう」でお知らせすることにしていきます。

### 「日光市宅地分譲条例」

決まる

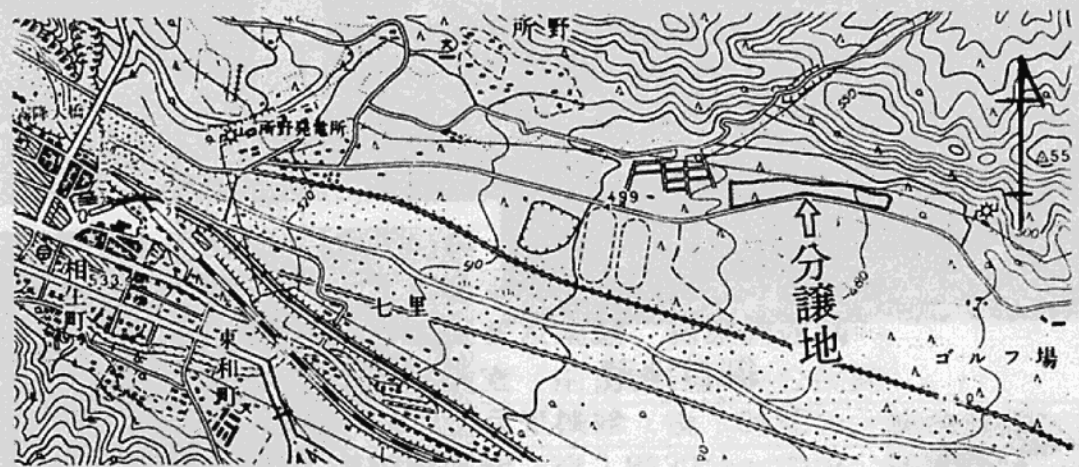
### 十月中には募集開始

昭和五十四年度第四回市議会定例会で「日光市宅地分譲条例」が制定されました。条例のあらましは、次のとおりです。

#### ◎譲受人の募集

宅地の譲受人を募集する場合は、要項を、「広報につこう」に掲載し、市役所と支所、出張所に掲示する。内容は、宅地の所在地、分譲総

面積、区画数および一区画あたりの面積、譲受人の資格、分譲価格、分譲の条件、申し込み方法、申し込み期間と場所などの必要事項を公表することになっています。



分譲地位置図

### 浄光寺梵鐘と御首地蔵



匠町の一角、大谷川の流に接して、天台宗の古刹、還源山妙覚院浄光寺がある。日光山唯一の石屋根、朱塗りの山門には、木彫で古くはげかった米庵書の、金文字山号額があり「還源山」と読める。日光一の香華院だった住生院(山内の仏岩にあった)と、光明院(輪王寺の前身)の浄光坊が、寛永十七年(一六四〇年)に合併して、現在の匠町に移り、浄光寺となった。神橋以西の日光奉行所やその配下・社家・楽人・東照宮造営の職人などの菩提寺として、現在に至っている。山門をくぐると、左手すぐ、石積の鐘楼がある。昭和三十五年二月二日、県の重要文化財に指定された、由緒ある銅の梵鐘。最初、長禄三年(一四五九年)に、神橋近くの本宮権現に奉納されたが、文明二年(一四七〇年)に、

表紙のことば